

# 奈良先端科学技術大学院大学におけるイノベーション創出フェローシップの支給等に関する規程

令和3年3月18日  
規程第 2 号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人科学技術振興機構「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が実施する「イノベーション創出フェローシップ」の支給等（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本事業は、本学に在籍する学生のうち、次条に規定する研究分野において優秀と認められる学生を支援することにより、優れた人材の育成に資することを目的とする。

## 第2章 支援の内容及び対象者

### (対象の研究分野)

第3条 前条に規定する支援の対象となる研究分野は、グリーンバイオエコノミー、情報・AI及びマテリアルとする。

### (支援内容及び対象者)

第4条 本事業の支援内容及び支援対象者は、次のとおりとする。

(1) イノベーション創出フェローシップの支給 本学先端科学技術研究科先端科学技術専攻に令和3年4月1日以降に入学し、及び博士後期課程に在籍する学生であって、前条に規定するいずれかの研究分野において、優れた研究能力を有し、かつ、研究に専念することを希望するもののうち、次の各号のいずれにも該当しないもの

イ 社会人学生のうち、所属している企業等から年間240万円以上の生活費相当額を受給しているもの（所属している企業等において生活費相当額の支給制度がある場合であって、当該生活費相当額を受給していない者を含む。）

ロ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員

ハ 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生

ニ 本国から奨学金等の支援を受ける留学生

ホ 奈良先端科学技術大学院大学長期履修規程（平成30年規程第2号）第

2条に規定する長期履修学生

へ 奈良先端科学技術大学院大学「先端科学技術融合分野におけるイノベーション博士人材支援プロジェクト」の実施に関する規程（令和3年規程第3号）に基づく支援対象である学生

(2) 優秀な学生の授業料の免除（第14条に規定する場合に限る。） 次の各号に掲げる者

イ 前号に規定する学生

ロ 本学に在籍する博士前期課程の学生のうち、前条に規定するいずれかの研究分野において、優秀と認められるもの

### 第3章 イノベーション創出フェローシップの支給等

(採用人数)

第5条 前条第1号のイノベーション創出フェローシップの支給に採用する者（以下「支給対象者」という。）の人数は、第3条の研究分野ごとに、一年度当たり次のとおりとする。

(1) グリーンバイオエコノミー 6人

(2) 情報・AI 6人

(3) マテリアル 8人

(支給の内容)

第6条 イノベーション創出フェローシップの種類は、研究専念支援金及び研究費とする。

2 支給対象者一人当たりの研究専念支援金は、月額15万円とする。

3 支給対象者一人当たりの研究費は、第3条の研究分野ごとに次のとおりとする。

(1) グリーンバイオエコノミー 年額20万円

(2) 情報・AI 年額20万円

(3) マテリアル 年額45万円

(支給対象者の募集)

第7条 イノベーション創出フェローシップの募集は、公募により行う。

2 前項の公募を行う場合は、研究科長は、支給対象者の候補者を審査するための基準（以下「審査基準」という。）を定め、公表するものとする。

3 第1項の公募は、毎年3月及び9月に行う。ただし、9月については、イノベーション創出フェローシップの支給の状況その他状況により行わないことがある。

4 イノベーション創出フェローシップの支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項に定める公募であって、かつ、当該申請者が入学する日の属する月の直前の月に行われるものにより申請できるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、次条第4号の支給対象者が、第13条の規定に

よりイノベーション創出フェローシップの支給を取り消され、又は中止された場合であつて、当該支給の取消し又は中止となった者の研究分野において、支給対象者の人数が第5条に定める採用人数に達していないときは、学長は、当該分野のイノベーション創出フェローシップの再公募をすることができる。

6 申請者は、前2項により、イノベーション創出フェローシップの申請をする場合は、別に定める申請書類を学長に提出しなければならない。

(支給対象者の決定)

第8条 支給対象者の選考は、次に掲げる方法により行う。

(1) 学長は、前条第6項の提出があつた場合は、第3条の研究分野ごとに、次の各号に掲げる領域長に事前審査を行わせるものとする。

イ グリーンバイオエコノミー バイオサイエンス領域長

ロ 情報・AI 情報科学領域長

ハ マテリアル 物質創成科学領域長

(2) 前号の領域長は、審査基準に基づき、研究分野ごとに事前審査を行い、研究科長に事前審査結果を報告する。

(3) 研究科長は、前号の事前審査結果を踏まえて、申請者のうちから支給対象候補者を決定し、学長に推薦する。

(4) 学長は、研究科長の推薦に基づき、支給対象者を決定し、審査結果を申請者に通知し、及び審査結果を公表する。

(支給の期間)

第9条 イノベーション創出フェローシップの支給の期間は、3年とする。ただし、支給対象者が休学する期間は、支給を行わない。

(支給等の方法)

第10条 第6条第2項の研究専念支援金は、2月ごとに支給する。ただし、研究専念支援金は、その一部を、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則(平成17年規則第1号)第1条第2項第9号に定めるリサーチ・アシスタントの給与として支給する場合がある。

2 第6条第3項の研究費は、支給対象者の研究活動に要する費用に充当するものとし、本学が経理する。

(支給対象者の義務)

第11条 支給対象者は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。

(2) 本学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。

(3) 研究活動の状況を定期的に学長に報告すること。

(4) メンターによる面談を定期的に受けること。

(5) その他研究分野ごとに指定する事項

(義務の履行の確認)

第12条 学長は、前条の事項の実施状況を確認するため、次の各号に掲げる事項により義務の履行を確認する。

- (1) 研究活動の状況
- (2) メンターとの面談の実施状況及びその概要
- (3) 研究進捗に関する指導教員からの意見
- (4) その他研究分野ごとに指定する事項

2 前項の確認は、毎年2月に行う。

(支給の取消等)

第13条 学長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、イノベーション創出フェローシップの支給を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 第4条第1号に規定する支給対象者でなくなった場合
- (2) 支給を辞退した場合
- (3) 第11条各号に定める事項の不履行を学長が認めた場合
- (4) 奈良先端科学技術大学院大学学則(平成16年学則第1号)第70条第2項による懲戒又は奈良先端科学技術大学院大学学生の懲戒等に関する規程(平成21年規程第5号)第25条第2項による教育的措置を受け、学長が認めた場合
- (5) 研究活動上の不正行為(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程(平成27年規程第8号)第2条第3項に定めるものをいう。)が認められた場合
- (6) 研究費の不正(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程(平成27年規程第4号)第2条第5項に定めるものをいう。)が認められた場合
- (7) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全保障輸出管理規程(平成25年規程第3号)に対する違反が認められた場合

2 学長が、前項の支給の取消し又は中止を行った場合であって、第7条第5項による再公募に基づき新たな支給対象者を決定したときは、当該者のイノベーション創出フェローシップの支給期間は、第9条の規定にかかわらず、同条に定める期間から、前項に該当した支給対象者に支給した期間を除いた残余の期間とする。

3 前項の新たな支給対象者のイノベーション創出フェローシップの支給額は、第6条の規定にかかわらず、同条に定める支給額から、第1項に該当した支給対象者に支給した研究専念支援金及び当該支給対象者が使用した研究費の金額を除いた残余の金額とする。

## 第4章 授業料の免除

### (授業料免除)

第14条 「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」と連携した支援として授業料免除のための予算が措置された場合は、第4条第2号の支援をすることができる。

2 前項の授業料免除の許可は、研究科長の推薦に基づき、学長が行う。

## 第5章 その他

### (事務)

第15条 本事業に関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

### (雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年3月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。ただし、改正後の奈良先端科学技術大学院大学におけるイノベーション創出フェローシップの支給等に関する規程第10条第1項ただし書の規定は、令和4年4月1日から施行する。